

次の土地改良区の新規土地改良事業施行を適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、新規土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

令和3年10月12日

静岡県知事 川勝平太

土地改良区名 事業名 地区名	縦覧場所	縦覧期間
富士裾野東部土地改良区 東富士演習場周辺農業用施設 （用排水路等）設置助成事業 上合・二股・中島地区	御殿場市役所	令和3年10月12日から 令和3年11月9日まで